

内部技術評価の実施について

当社では、PCB 廃棄物処理事業の円滑な実施のため、PCB 廃棄物の安全、確実な処理及び事故等の未然防止の観点から、処理施設の健全性及び運転・操業の確実性の確保と、これらの維持向上を図るため、「内部技術評価実施要領」を定め、全 PCB 処理事業所（以下、PCB 処理事業所を「事業所」という。）を対象に、各事業所年 1 回の内部技術評価（以下「技術評価」という。）を実施している。

本資料は、内部技術評価実施要領に基づき、令和 3 年度に実施した技術評価結果の概要を纏めたものであり、その詳細については、別紙を参照願いたい。

1. 令和 3 年度実施結果（詳細、「別紙」参照）

1) 令和 3 年度の技術評価は、全事業所共通で、安全・安定・確実な操業の確保と、計画的処理完了期限内での処理完了という社の方針を踏まえ、また、処理施設の安全・確実な解体・撤去を見据え、更には事業検討委員会、事業部会等からの指摘事項を踏まえて、昨年度の 3 項目（下記①～③）に令和 3 年度として 2 項目（下記④、⑤）を加えた計 5 項目に重点を置いて評価を行った。

- ①. 計画的処理完了期限内での処理完了に向けて、長期処理計画（処理手間物を含む未処理品の処理を含む。）に基づく年度処理計画通りに処理が進んでいるか。
また、長期保全計画に基づく年度保全計画通りに保全が実施されているか。
- ②. 運転廃棄物の自事業所トランス・コンデンサ処理設備での処理計画（ここで、「処理」とは、「卒業若しくは低濃度化」をいう。）と処理実績はどのようになっているか。
- ③. 処理施設の解体・撤去に向けた取り組みはどのようになっているか。
- ④. トラブル発生時の対応（立地行政・事業部会等への連絡、原因分析・対策の実施等）は適切に行われているか。
- ⑤. 操業に関する作業手順書、作業要領書等の管理（新規作成、見直し、改定等）は適切に行われているか。

2) 評価実施日

評価対象事業所	評価回数	評価実施年月日	(評価対象期間)
北九州事業所	第 17 回	R3.12.16～12.17	R2.11～R3.9 (*1)
豊田事業所	第 15 回	R3.7.29～7.30	R2.5～R3.4
東京事業所	第 13 回	R3.9.9～9.10	R2.8～R3.7
大阪事業所	第 15 回	R3.10.28～10.29	R2.8～R3.7
北海道事業所	第 14 回	R3.11.11～11.12	R2.9～R3.8

(*1)：技術評価実施時期の変更（R4.2 月→R3.12 月）により、今回に限り評価対象期間が 1 年から 11 箇月に短縮されている。

3) 評価体制

技術評価責任者 PCB 処理事業部長

技術評価チーム

- 主任技術評価員 PCB 処理事業部員より選任
 技術評価員 PCB 処理事業部安全操業課員（数名）
 評価対象事業所以外の事業所員（1名）

（注）：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部事業所については上記とは異なる体制にて実施している。

4) 評価結果

- ①. 令和3年度の評価結果について、前述の重点評価項目に対する評価を中心に、その概要を以下に示す。
- a. 処理施設の操業状況については、計画的処理完了期限内での処理完了に向けて、長期保全計画を踏まえた処理施設の維持・管理が実施若しくは計画され、設備改善、操業改善、運転廃棄物及び処理手間物の処理促進、省エネ・省資源等への取り組みも行われており、着実に操業が行われていることを確認した。
 （重点評価項目①、②）
- b. 処理施設の解体・撤去については、北九州事業所では先行工事(*2)が完了し、第1期処理施設全体の解体・撤去に向けた準備が進められていること、他4事業所では処理施設の解体・撤去に向けた体制作りや各種調査・検討が進められていることを確認した。（重点評価項目③）
 (*2)：第1期処理施設内の一部設備の解体・撤去工事。
- c. 令和3年度として重点評価項目に追加した2項目（「トラブル発生時の対応」及び「操業に関する作業手順書、作業要領書等の管理」）についても、適切に対応されていることを確認した。（重点評価項目④、⑤）
- ②. 令和3年度の評価結果を下表に示す。

評価対象事業所	評価項目数 (*A)(*B)	適合事項 (*B)	指摘事項 (*B)	所見(*B)(*C)	
				○	◆
北九州事業所	84 (83)	84 (83)	0 (0)	0 (1)	2 (1)
豊田事業所	66 (65)	66 (65)	0 (0)	1 (1)	0 (1)
東京事業所	65 (64)	65 (64)	0 (0)	0 (1)	2 (1)
大阪事業所	64 (63)	64 (63)	0 (0)	0 (1)	1 (1)
北海道事業所	81 (80)	81 (80)	0 (0)	0 (1)	2 (1)

(*A)：処理施設の解体・撤去に係る評価を評価項目として独立させたため、前回より評価項目数が1項目増加している。

(*B)：（ ）内は、前回（令和2年度）の評価結果を示す。

(*C)：「所見」欄の記号「○」及び「◆」は、それぞれ以下を示す。

- ・「○」：特記すべき成果が得られた事項（良好事例）
- ・「◆」：改善、検討等が望ましい事項

2. 令和4年度実施計画（案）

- 1) 実施時期及び評価体制については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、都道府県・市区町村等の対応状況や新規陽性者数の動向等を見ながら、適宜調整を行うものとする。
- 2) 実施に当たっては、処理継続に伴う JESCO としての対応も踏まえ、以下の通り行うものとする。
 - ①評価項目と評価内容を記載した「内部技術評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を作成する。
 - ②また、全事業所共通で、重点をおいて評価を行う項目（以下、「重点評価項目」という。）を定める。
 - ③チェックリスト及び重点評価項目を基に評価を行う。
 - ④さらに、事業所別に令和3年度内部技術評価における所見（別紙参照）に対する対応状況を確認する。また、近年の指摘事項への対応結果の状況について確認する。